

杉並区告示第 508号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、住所及び居所不明である下記の納付義務者に対する生活保護費返還金（地方自治法施行令第 159 条）の督促状について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の定めにより、公示送達します。

杉並区会計事務規則（昭和 39 年規則第 5 号）第 26 条の規定に基づき、この告示を行った日から 20 日が経過した日を生活保護費返還金の納付期限とします。

なお、督促状は、下記納付義務者から請求があれば、いつでも交付します。

令和 8 年 10 月 16 日

杉並区長 岸本 聡子

記

1 送達対象者

岩本 遼太